

< ホームページ画面イメージ② >

平成30年度 公益事業の争議行為の予告

※争議行為予告は、あくまで予告であり、争議行為が行われない場合もあります。

争議行為開始日	関係当事者名
平成30年〇月〇日	△△△△労働組合

関係当事者名をクリックすると、
公表内容がご覧になれます。

< ホームページ画面イメージ③ >

争議行為の予告について

△△△△労働組合執行委員長〇〇〇〇から争議行為を行う旨の通知が平成30年〇月〇日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成30年〇月〇日

東京都知事 小池百合子

一 事 件

賃金等の要求に関する件

二 日 時

平成30年〇月〇日午前〇時以降問題解決に至るまでの間

三 場 所

△△△△株式会社 〇〇区〇〇一丁目1番1号

四 概 要

すべての組合員又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他すべての争議行為（以上原文のまま掲載）